

電気通信大学キャリアカウンセラーに関する規程

平成22年 4月 1日

改正

平成23年 3月29日

平成24年 3月27日

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）に置くキャリアカウンセラーの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 キャリアカウンセラーは、学生の就職活動を支援し、また、社会の人材ニーズを本学に還元することにより本学の教育研究の向上に資することを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 年俸制を適用するキャリアカウンセラーについては、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則を適用する。

2 1年以内の期間を定めて雇用するキャリアカウンセラーであって、他の就業規則の適用を受けないキャリアカウンセラーについては、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を適用する。

(給与の取扱い)

第4条 前条第2項に規定するキャリアカウンセラーの給与を時間給で決定する場合は、職務の内容に応じて次の区分による額とする。

| 区分 | 時間給 |
|-------------|---------|
| 総括的業務を担当する者 | 5, 200円 |
| 上記以外の者 | 3, 600円 |

2 前項に規定する給与額は、本学教育研究職員の本給の改定に伴い改定することがある。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。